一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月24日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社えびす交通(法人番号:6050002008460) 代表者 戸島 匡宣
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 福岡県福岡市博多区博多駅前3-4-8 (埼玉営業所) 埼玉県三郷市彦成3-210-2
(4) 行政処分等の内容	輸送の安全確保命令
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6)違反行為の概要	令和7年7月24日、指摘事項確認監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項、第3項)、(3)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(4)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点
	当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月25日	
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社えびす交通 (法人番号:6050002008460) 代表者 戸島 匡	宣
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 福岡県福岡市博多区博多駅前3-4-8 (東京営業所) 東京都板橋区三園1-49-17-402	
(4) 行政処分等の内容	輸送の安全確保命令	
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項	
(6) 違反行為の概要	令和7年7月25日、指摘事項確認監査を実施。5件の違が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅名自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)点呼状の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)	客 (i)、 (:況
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点	
	当該事業者の累積点数 0点	

[|] 注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)